

三原市告示第163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月24日

三原市長 天 満 祥 典

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド三原店
三原市城町三丁目1番2号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって代表者の氏名
三井住友信託銀行 株式会社
代表取締役 常陰 均

- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
オリックス 株式会社
代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
(変更後)
三井住友信託銀行 株式会社
代表取締役 常陰 均
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

4 変更の日

平成27年11月30日

5 届出年月日

平成27年12月18日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所5階）

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

平成27年12月24日から平成28年4月24日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成28年4月24日

三原市経済部商工振興課